

## 宗教的輸血(自己血含む)拒否患者に対する当院としての対応

### — 基本的な原則 —

当院は、宗教的理由による輸血(自己血輸血含む)拒否の患者に対し、「相対的無輸血(※1)」の方針に基づく対応とする。

○手術・治療処置までに待機的な時間に余裕がある場合(手術・治療処置までに時間の余裕がある場合)、医療行為に対し自己判断が可能な患者及び自己判断が不可能な患者の保護者または法定代理人(以下「患者等」という。)に対し、当院の基本的な原則を十分に説明し、理解を得る努力をする。

○前記の説明をしたにもかかわらず、輸血に関する同意が得られない場合でも、一律にすべての医療を拒否することは相当ではなく、疾病の種類・処置の方法・内容などを勘案して、輸血無しに治療可能なものは治療を行うこととする。

他方、輸血無しでの治療が困難な場合には他医での治療を勧める(転院勧告)。その結果、当院での治療を希望した場合には、相対的無輸血に承諾したものとして通常と同様、輸血の同意を得て対応する。

○緊急手術・治療処置等で、患者等に対して輸血療法について説明を行うことが困難な場合には、相対的無輸血の方針のもと治療を行う。

【緊急時には、患者へのICは必須ではない。

当院の方針にしたがって輸血をするという基本的な原則を示す】

相対的無輸血：生命の危機や重篤な障害に至る危機が無い限り輸血をしない

絶対的無輸血：たとえ生命の危機に陥るとしても輸血をしない